海南海草老人福祉施設事務組合障害者活躍推進計画

令和 7 年 10 月 21 日

機関名	海南海草老人福祉施設事務組合
任命権者	海南海草老人福祉施設事務組合管理者
計画期間	令和８年４月１日～令和１３年３月３１日（５年間）
障害者雇用に関する課題	海南海草老人福祉施設事務組合においては、令和６年度末に障害者である職員が退職し、令和７年６月１日時点において障害者である職員が０人となったため、障害者の法定雇用率が未達成となったことから、積極的な採用活動により早期に障害者である職員の採用を行う必要がある。 ・採用した障害者である職員の活躍のため、障害特性を把握し、能力・意欲を最大限発揮できるよう支援体制の整備、合理的配慮の提供並びに各種取組を行う必要がある。
目標	
１.採用に対する目標	・各年度において、当該年６月１日時点の法定雇用率以上を目標とする。 ・前年度の実雇用率を上回るよう積極的な採用活動に努め、本計画期間内での法定雇用率の達成を目指す。
２.定着に関する目標	・障害の程度に合った業務への従事を考慮し、不本意な離職者を極力生じさせないことを目標とします。
取組内容	
１.障害者の活躍を推進する体制整備	・障害者雇用推進者として事務局長を選任する。 ・障害者である職員のための相談窓口を設置するとともに、関連する情報については適切な方法により周知する。 ・障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合は、３か月以内に選任する。なお、資格要件を満す職員がいない場合には、速やかに労働局が開催する資格認定講習を受講させる。
２.障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	・障害者である職員の障害特性に応じ、従来の業務を適切に組み合わせ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出を検討する。 ・在職中に疾病又は事故等により障害者となった職員については、円滑な職場復帰を図れるよう職場環境の整備等や通院への配慮を行う。
３.障害者の活躍を推	・相談窓口への相談のほか、定期的に障害者である職員との面

進するための環境整備・人事管理	談を行い、障害特性の状況、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえ検討し継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるに当たっては、障害者である職員からの要望を踏まえつつ、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ・募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 (1) 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 (2) 自力で通勤できることといった条件を設定する。 (3) 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 (4) 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 (5) 特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施する。
４．その他	・国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律等を踏まえ、障害者の活躍の場が拡大できるよう努めます。